

南蛮文化発祥都市おおいたシンボルマーク及びロゴタイプ使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、南蛮文化発祥都市おおいたシンボルマーク及びロゴタイプ(以下「シンボルマーク等」という。)の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用基準)

第2条 市は、シンボルマーク等(別紙1)を、大友宗麟公によって我が国でいち早く花開いた南蛮文化発祥都市おおいたを全国に発信することを目的として使用するものとし、平素の事業を始め、各種行事を開催し、又は広報紙、印刷物、看板、記念品その他の消耗品を作成する場合に有効かつ適切に使用するものとする。

2 シンボルマーク等は、次に掲げる文書には使用しないものとする。

- (1) 義務を生じさせる文書
- (2) 不利益な処分を通知する文書
- (3) 証書、協議書、証明書、表彰状、辞令その他公印を押印して証する文書
- (4) その他シンボルマーク等を使用することが適当でないと認められる文書

(使用承認申請)

第3条 シンボルマーク等を使用しようとする者は、あらかじめシンボルマーク等使用承認申請書(第1号様式)に必要な書類を添付して、市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 市内の学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校が教育の目的で使用するとき。
- (2) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (3) その他市長が適当と認めるとき。

(使用承認)

第4条 市長は、前条の使用承認申請があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、シンボルマーク等の使用を承認するものとする。この場合において、市長が必要と認めるときは、その使用について条件を付することができる。

- (1) その使用が、市の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- (2) その使用が、法令若しくは公序良俗に反し、又はそのおそれのあるとき。
- (3) その使用が、特定の個人、政党、宗教団体を支援し又は公認しているような誤解を与え、又はそのおそれのあるとき。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める営業を行う者が使用するとき。
- (5) その他市長がその使用が適当でないと認めたとき。

2 使用承認は、シンボルマーク等使用承認書(第2号様式)をもって行うものとする。

3 使用料は、無償とする。

(使用の際の遵守事項)

第5条 シンボルマーク等を使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された目的により使用し、市長の付した条件に従うこと。
- (2) 承認を受けた者は、使用する権利を譲渡しないこと。
- (3) 定められた色、形式を正しく使用すること。

(承認の取消し)

第6条 市長は、シンボルマーク等の使用がこの規程及び使用の条件に反していると認めるときは、当該シンボルマーク等の使用承認を取り消すことができる。この場合において、使用承認を受けた者に損害が生じても、市長はその責めを負わない。

2 承認の取消しは、シンボルマーク等使用承認取消書(第3号様式)をもって行うものとする。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、シンボルマーク等の使用について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

別紙1

南蛮文化発祥都市おおいたシンボルマーク及びロゴタイプ

①シンボルマーク



②ロゴタイプ

南蛮文化発祥都市
おおいた